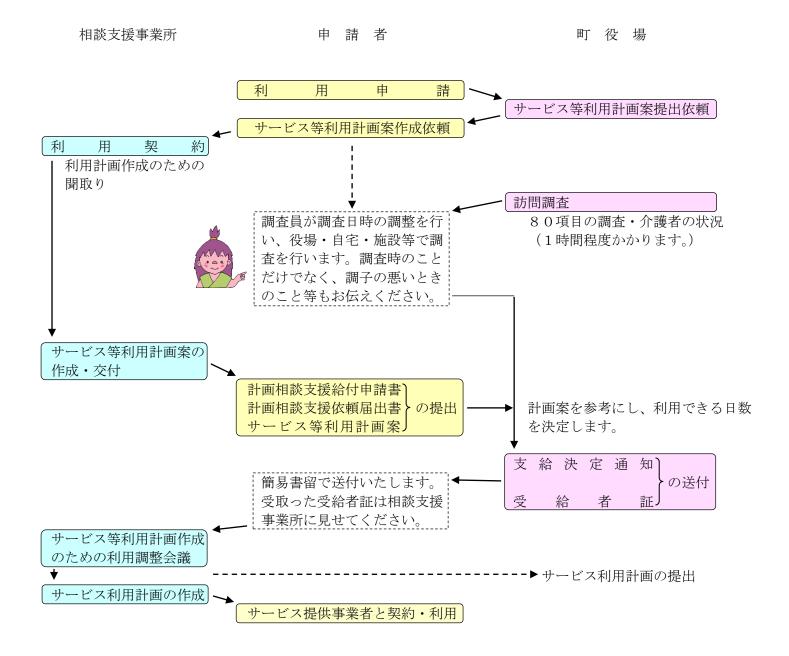
申請からサービスが利用できるまで(18歳以上:区分認定が必要でない方)

(自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助のみ利用希望の方)



※ 相談支援事業所が作成するサービス利用計画案、サービス利用計画は別添の様式で作成されます。そのため、 事業所でご本人の状況、ご家族の状況等の聞取りがありますので、自己紹介ファイル「かけはし」を作成さ れている方は、事業所に持参してください。

「かけはし」につきましては、播磨町地域自立支援協議会(電話:079-437-3456)にお問合せください。

※ 今後は3年に1回の頻度で、障害認定調査を行います。